特定非営利活動法人ウイズアイ
女性活躍推進法　一般事業主行動計画

男女ともに法人内全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

●計画期間　　２０２４年1月1日～２０２５年１２月３１日までの２年間

●目　標　　２０２５年 12 月までに、
法人内全職員の年次有給休暇取得率を７０％以上とする。

●取組内容

・２０２４年１月　年次有給休暇の取得推進について社内報（理事長通信）で周知
・２０２４年４月　前年度、年次有給休暇取得率の調査
・２０２４年４月～　ワークライフバランスの実現を目指した
働き方像を示した「働き方モデル」を作成
・２０２４年１０月　当該年度、年次有給休暇取得率の調査
⇒７０％に達しない職員への個別ヒアリング
・２０２５年４月　「働き方モデル」完成。同モデルに基づき、年次有給休暇取得推進。
前年度、年次有給休暇取得率の調査
・２０２５年１０月　当該年度、年次有給休暇取得率の調査
⇒７０％に達しない職員への個別ヒアリング
・２０２５年１２月　年次有給休暇取得率７０％の達成